

契約（効力発生）応当日が28日の場合

例) 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、払込猶予期間を、通常の猶予期間を含めて最長6カ月間延伸する場合

例えば、2021年7月までの保険料が払い込み済みの契約の場合、2021年8月の保険料の払込猶予期間は、2022年2月28日まで延伸されます。

※2月27日が非営業日であるため、翌営業日の2月28日が払込猶予の終期となります。

